

『「改定通知書」と「振込通知書」  
(年金と年金生活者支援給付金受給者用：大判はがきサイズ)』

<表面>

料金後納  
郵便

**親展**

**お願い** 開封前にもう一度あて名をご確認ください

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが開封せず「誤配達」と記入し、郵便ポストに投函してください。

**大切なお知らせ**

差出人



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

〒168-8505  
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

裏面からゆっくりくりぬいて開いてください。水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。

**国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書**

年金の制度・種類		年金	
以下のとおり年金額を改定しましたのでお知らせします。 なお、改定後の年金額は、令和6年6月(4月分、5月分)からお支払いします。			
		令和 年 月からの 年金額 (年額)	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)
国民年金 (基礎年金)	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
	年金額	円	円
厚生年金 保険	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
	年金額	円	円
合計年金額 (年額)		円	円

令和6年6月1日

**厚生労働大臣 印影**

(この通知書は、年金額を証するものです。  
大切に保管してください。)

**年金振込通知書**

基礎年金番号・年金コード	受け取られる方の氏名		
以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。振り込みは、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。※1			
令和 年 月からの 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円
介護保険料額	円	円	円
※2	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円
※2	円	円	円
個人住民税額	円	円	円
控除後振込額	円	円	円

振込先 (振込予定日)  
※3 令和6年6月14日

※1 令和7年4月までの記載がない方は、支払額の変更が予定されている方です。  
※2 8月以降の介護保険料額等の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書でご確認ください。裏面もご覧ください。  
※3 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます(ゆうちょ銀行を除く)。  
※4 令和6年6月からの所得税額は、定額減税後の税額を記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

**厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長**

印影

**年金生活者支援給付金 支給金額 (改定) 通知書**

給付金の種類	年金生活者支援給付金
以下のとおり支給金額を改定しましたのでお知らせします。 なお、改定後の支給金額は、令和6年6月(4月分、5月分)からお支払いします。	
	令和 年の支給金額
支給金額 (月額)	円

令和6年6月1日

**厚生労働大臣 印影**

(この通知書は、支給金額を証するものです。  
大切に保管してください。)

**年金生活者支援給付金 振込通知書**

基礎年金番号	受け取られる方の氏名	
以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。振り込みは、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。		
令和 年 月の支払額	令和 年 月からの 令和 年 月の各期支払額	
給付金支払額	円	円
調整額 ※1	円	円
振込額	円	円

振込先 (振込予定日)  
※2 令和6年6月14日

※1 「調整額」については、裏面をご覧ください。  
※2 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます(ゆうちょ銀行を除く)。

**厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長**

印影

# 『「改定通知書」と「振込通知書」 (年金と年金生活者支援給付金受給者用：大判はがきサイズ)』

## <裏面>

### 通知書に関するお問い合わせについて

#### 《改定／振込通知書相談チャットでのお問い合わせ》

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「改定／振込通知書相談チャット」を開発しています。(24時間対応)
- 年金に関する一般的なお問い合わせについては、日本年金機構ホームページの「年金Q&A」をご覧ください。

二次元コード

#### 相談チャット

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

二次元コード

#### 年金Q&A

<https://www.nenkin.go.jp/faq/index.html>

※右のマークは音声コードです。  
このお知らせに関する内容を  
音声で聞くことができます。

音声コード

#### 《電話でのお問い合わせ》

ねんきんダイヤル  
0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は、  
(東京) 03-6700-1165

月曜日 午前8:30～午後7:00 ※月曜日が祝日の場合、翌日以降の前所日初日は午後7:00まで  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※週の前半やお手元に通知書が届いてから5日間程度は、電話が非常に混雑します。

#### あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で!

- スマートフォンやパソコンから、年金記録の確認、年金振込通知書等の確認や再交付申請、扶養親族等申告書の提出等ができます。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからアクセスすることができます。
- 詳しくは、「ねんきんネット」で検索してください。

#### 《ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があると思われる方へ》

- お客様の新たな記録が見つかったら、年金額が増える可能性があります。
- お心当たりのある方は、お近くの年金事務所へご相談ください。

2406 1034 007N

### 令和6年公的年金等からの所得税・個人住民税の定額減税

- 課税対象となる老齢年金をお受け取りされている方は、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施されます。
- 所得税については、6月に支払われる年金の源泉徴収額から、受給者本人及び扶養親族等1人につき3万円が控除されます。
- 個人住民税については、10月に支払われる年金で特別徴収される税額から、受給者本人及び扶養親族等1人につき1万円が控除されます。
- 控除しきれない金額は以後の年金のお支払いの際に順次控除されます。また、確定申告により最終的な減税額との精算がされます。
- 減税の詳細は、所得税は国税庁ホームページ、個人住民税はお住まいの市区町村ホームページ等にてご確認ください。

### 年金額改定通知書について (令和6年4月からの年金額)

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和6年度の年金額は、昨年度から2.7%の増額改定となります。  
※将来世代の年金の給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる調整を行っています。  
※法律で定める年金総計算における端数処理または法律改正前の年金額を保障する経過措置に該当するとき等により、昨年度から2.7%の増額とならない場合があります。

- 厚生年金基金から代行部分の年金を受給している方の年金額は、この通知書の「年金額」に含まれていません。基金が支払う代行部分の年金には改定の仕組みがないため、国の年金において、代行部分の改定も加えて調整しています。

- 国民年金(基礎年金)の「年金額」欄の金額に「\*」の表示がある場合は、法律改正により、平成29年度に国民年金記録の第3号被保険者期間を第1号被保険者期間へ訂正したことに伴い、平成30年度から年金額が減額されたため、特例的に記録訂正前の年金額の9割を保障しています。この場合、賃金や物価の変動に応じて改定は行われません。

【決定への不服申立制度について】 ※改定制度に対する不服は審査請求の対象となりません。  
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)に再審査請求できます。  
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。  
この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金額の改定に関するご案内については、日本年金機構ホームページでも確認いただけます。  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingakutou\\_ka\\_ei.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingakutou_ka_ei.html)

### 年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書について

- 年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっており、令和6年度は昨年度から3.2%の増額改定となります。
- また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、国民年金保険料免除期間を有する場合には、老齢基礎年金額の引上げに伴う改定(増額)も行われます。  
※年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和6年度の年金額は、昨年度から2.7%の増額改定となります。

【令和6年度の給付基準額(月額)】

給付金の種類	給付基準額
老齢年金生活者支援給付金	5,310円 ※1
障害年金生活者支援給付金 (1級) ※2	6,638円
(2級)	5,310円
遺族年金生活者支援給付金	5,310円 ※3

※1 実額の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて異なるとはならず、支給金額は3.2%の増額とならない場合があります。  
※2 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。  
※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額が支給されます。

【決定への不服申立制度について】 ※改定制度に対する不服は審査請求の対象となりません。  
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)に再審査請求できます。  
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときやこの決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。  
この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金生活者支援給付金額の改定に関するご案内については、日本年金機構ホームページでも確認いただけます。  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingakutou\\_ka\\_ei.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkingakutou_ka_ei.html)

### 年金振込通知書について

#### 振込予定日

- 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

#### 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。
- 表面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

#### 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、個人住民税を特別徴収しています。なお、令和6年10月からは個人住民税にあわせて森林環境税を特別徴収することになります。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更になる場合がありますので、市区町村から送付される通知書でご確認ください。
- 国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

年金から特別徴収する保険料等の金額は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

### 年金生活者支援給付金振込通知書について

#### 振込予定日

- 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	8月	6月分、7月分	12月	10月分、11月分
6月	4月分、5月分	10月	8月分、9月分	2月	12月分、1月分

#### 注意事項

- 振込額や振込先などに変更がある場合は、改めて「年金生活者支援給付金振込通知書」をお送りします。  
※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更した場合、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

#### 「調整額」欄の見方

- さかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合や、年金生活者支援給付金の過払い金を毎月の支払いからお返しいただく場合にその金額を表示しています。

#### このような場合は年金生活者支援給付金のお手続きが必要となります

- 次の①～③のいずれかに該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。
  - ①日本国内に居住がないとき
  - ②年金が全額支給停止のとき
  - ③刑事施設等に拘禁されているとき
- 上記①又は③に該当する場合は、必ず届出が必要となりますので、「ねんきんダイヤル」又はお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。